

第 376 回 対馬海区漁業調整委員会議事録

1. 開催日時 令和 3 年 12 月 1 日 14 時 00 分 ~ 14 時 50 分
2. 開催場所 対馬振興局本館 会議室
3. 通知年月日 令和 3 年 11 月 24 日
4. 告示年月日 令和 3 年 11 月 24 日
5. 出席者
(委 員) 植木 忠勝、水主川 澄男、豊田 功己、二宮 昌彦、船津 博也、
部原 政夫、阿比留 和秀、神田 満男、川本 治源、吉田 栄
(事務局) 森川事務局長、永井事務局次長、大崎係長
(県) 漁業振興課漁業調整班 伊藤主任技師、円口技師
6. 欠席者 なし
7. 傍聴者 なし
8. 議題
第 1 号議案 対馬海区漁業調整委員会指示「遊漁のまき餌釣りに関する
制限」の発出について
第 2 号議案 対馬海区漁業調整委員会指示「あみ等のまき餌を使用して
遊漁者が行う船釣り及び磯・瀬等での釣りにかかる遊漁案
内行為の禁止」の発出について
第 3 号議案 長崎県資源管理方針の変更について (諮問)
第 4 号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定に
ついて (諮問)
第 5 号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について (諮問)
9. その他
10. 議事

(14 時 00 分 開始)

事務局 ただ今より、第 376 回対馬海区漁業調整委員会を、開催いたします。始
めに、部原会長よりご挨拶をお願いします。

会 長 (会長挨拶)

会 長 それでは、本日の委員の出欠について事務局より報告願います。

事務局 本日は、定員 10 名中、10 名の委員が出席となっております。出席者が過
半数を超えておりますので、漁業法第 1 4 5 条の規定によりこの委員会が
成立しておりますことを、ご報告いたします。

また本日は、第 5 号議案において説明をするため、漁業振興課から担当
者が出席しておりますので、紹介させていただきます。

漁業振興課漁業調整班 伊藤主任技師、円口技師でございます。

会 長 それでは、これより議事に入ります。

本日の議事録署名人は、慣例に従いまして、私から指名いたします。本
日の議事録署名人は、「植木委員」と「川本委員」にお願いします。

会 長

今回の議題は、お手元の資料のとおり、

第1号議案 対馬海区漁業調整委員会指示「遊漁のまき餌釣りに関する制限」の発出について

第2号議案 対馬海区漁業調整委員会指示「あみ等のまき餌を使用して遊漁者が行う船釣り及び磯・瀬等での釣りにかかる遊漁案内行為の禁止」の発出について

第3号議案 長崎県資源管理方針の変更について（諮問）

第4号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）

第5号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）

その他

となっております。

会 長

それでは、第1号議案 対馬海区漁業調整委員会指示「遊漁のまき餌釣りに関する制限」の発出についてを上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

資料はP1からです。

長崎県海面利用協議会から回答文がきておりますので、朗読させていただきます。その後説明いたします。

資料のP2をご覧ください。

（回答文朗読）

（概要説明）

会 長

ただいま事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

会 長

他にご意見等ございませんか。

ご意見等ないようですので、第1号議案「遊漁のまき餌釣りに関する制限について」については、指示原案のとおり発出することよろしいですか。

委 員

異議なし。

会 長

ご異議ないようですので、第1号議案については、指示原案どおり発出することに決定します。

- 会 長 続きます、第2号議案「対馬海区漁業調整委員会指示「あみ等のまき餌を使用して遊漁者が行う船釣り及び磯・瀬等での釣りにかかる遊漁案内行為の禁止」の発出について」を上程します。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 第1号議案と一括して、長崎県海面利用協議会から回答されておりますので、P2の回答文の朗読は省略させていただきまして、概要説明をいたします。
資料のP5をご覧ください。
(概要説明)
- 会 長 事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
- 会 長 他にご意見等ございませんか。
ご意見等ないようですので、第2号議案「まき餌釣り遊漁案内行為の禁止の発出について」は、指示原案のとおり、発出することによろしいですか。
- 委 員 異議なし。
- 会 長 ご異議ないようですので、第2号議案は指示原案どおり発出することに決定します。
- 会 長 続きます、第3号議案から第4号議案については、関連する議案ですので、一括して上程し、その後、個別に審議することとします。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 資料はP10からです。
知事から諮問文等がきておりますので、朗読させていただきまして、その後資料に基づき説明いたします。資料P11,36の諮問文をご覧ください。
(諮問文(第3号議案、第4号議案)朗読)
(事務局から説明)
- 会 長 ただいま事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問は、ご質問はございませんか。
- 植木委員 このマアジの水揚げ量には、マメアジなんかも入っているのか。

事務局 水揚げ量については、今各漁協から毎月 TAC 魚種の報告をいただいております。この報告にマメアジもマアジとして報告されていれば含まれているものと思われます。

会 長 他にご意見等ございませんか。
ご意見等ないようですので、第 3 号議案「長崎県資源管理方針の変更について（諮問）」は、諮問原案のとおり変更して差し支えない旨、答申することによろしいですか。

委 員 異議なし。

会 長 ご異議ないようですので、第 3 号議案については、諮問原案どおり変更して差し支えない旨、答申することに決定します。

会 長 引き続き、第 4 号議案「長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）」は、諮問原案のとおり設定して差し支えない旨、答申することによろしいですか。

委 員 異議なし。

会 長 ご異議ないようですので、第 4 号議案については、諮問原案どおり設定して差し支えない旨、答申することに決定します。

会 長 続きまして、第 5 号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）」を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局 知事から諮問文等がきておりますので、朗読させていただきます。その後説明いたします。

まず、資料 P 5 0 をご覧ください。

（諮問文朗読）

なお、内容については漁業振興課の担当が説明します。

漁業振興課 （概要説明）

会 長 事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

植木委員 この新規許可希望者は過去に対馬海区で違反とかそういうのがなかったのか、今度新しく事業を始めるにあたって、初めて漁師を始める人なのか。

- 漁業振興課 現段階では県庁を通じた要望が2隻あるという段階で具体的な詳細というのはまだ伺っていないのですが、これまでもイカ釣り漁業の経験があるということは伺っております。違反等については、おそらくないものと思われませんがここで明言はできません。
- 植木委員 もしそういうことが過去にあれば、うちの海区もそういうことを考えて遠慮してもらおうとか、そういう措置を取ってもいいかなとも思う。
- 漁業振興課 公示制ですので2隻を受け付けるとしたときに、必ずしもその者が申請してくるとも限らない。ただ違反等の状況につきましては、県のほうで許可の適格性の基準を設けておりますので、過去の違反歴等々によって許可をしないであるとか期中であっても違反をしたら許可を取り消すことができるようになっておりますので、そちらでまずはお答えさせていただきたいと思えます。
- 植木委員 イカ釣りでの委員会指示で水中で使用する集魚灯を使用してはならないとあるが、これは委員会指示の中で規制をしているのか、それとも長崎県の許可の中で規制をしているのか。
- 水主川委員 これは、イカ釣り漁業の許可をもらうときに、昔から操業するにあたって水中灯を使用してはならないとなっている。
- 植木委員 イカ釣り漁業は昔自由漁業やった。それが許可漁業になって5t以上ですか、それがどこで水中灯の規制が入ったか
- 水主川委員 3tでも駄目ですよ。水中灯を使うことはダメなはず。
- 漁業振興課 許可制になったのは平成元年から、5t未満については委員会指示で規制をかけております。
- 植木委員 出来ないのはわかっているが委員会指示で規制されているのか許可で規制されているのか知りたかった。
- 漁業振興課 5t以上船につきましては、資料P52、53。こちらが許可証の裏面に書いてある許可の条件になります。P53の下のほうカッコ4番、水中で使用する集魚灯を使用してはならないとございまして、当然許可漁業はこれによって水中灯を使用できないと。そして許可制になったのが先ほど説明した通り平成元年。その時に自由漁業の5t未満船につきましても委員会指示で同様の規制をかけ、県内では光力を使用してイカを採捕するに当

たっては水中灯を使用してはならないとした。許可船も自由漁業船もすべて同じ規制にしているという状況です。

会 長

他にご意見等ございませんか。

ご意見等ないようですので、第5号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）」は、諮問原案のとおりとすることに、ご異議ございませんか。

委 員

異議なし。

会 長

ご異議ないようですので、諮問原案どおり公示して差し支えない旨、答申することに決定します。

会 長

以上で本日の議題は終了しました。
続きまして、「その他」といたします。

会 長

委員の皆様、県から何かございませんか。

事務局

その他といたしまして本日お配りさせていただきました、令和4年管理年度 TAC 設定に関する意見交換会（クロマグロ）の開催について、こちらのほうが漁業振興課より海区漁業調整委員あてに、ご案内が来ておりましたのでご紹介させていただきます。

ご希望等あれば事務局までご連絡ください。

会 長

それでは、以上をもちまして、第376回対馬海区漁業調整委員会を閉会いたします。

ご審議ありがとうございました。

（14時50分 終了）